



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
2月18日
第82号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 告 示
 - 県税の収納事務の委託(税政課) 1
 - 保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課) 2
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課) 3
- 公 告
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課) 3
- 環 境 事 務 所 告 示
 - 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(南部、湖東) 4
- 教 育 委 員 会 規 則
 - ※滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(高校教育課) 5
 - ※滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(高校教育課) 5

告 示

滋賀県告示第55号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)に基づく県税の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年2月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

委 託 の 相 手 方	委 託 事 務 の 内 容	委 託 期 間	収 納 の 方 法
(1) 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店および加盟店(エリアフランチライザーの直営店および加盟店を含む。)における県税の収納事務	令和2年1月1日から 令和4年12月31日まで	現金で収納する。
(2) 東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	〃	〃	〃
(3) 東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート	〃	〃	〃
(4) 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ミニストップ株式会社	〃	〃	〃
(5) 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	〃	〃	〃
(6) 北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地 株式会社セイコーマート	〃	〃	〃
(7) 広島県広島市安佐北区安佐町久地665			

番地の1 株式会社ポプラ	〃	〃	〃
(8) 東京都港区港南一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	〃	〃	〃
(9) 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社	〃	〃	〃
(10) 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 ビリングシステム株式会社	P a y B決済サービス(スマートフォン、タブレット端末のカメラ機能を使用して納付書のバーコードを読み込み、事前に指定された金融機関の口座から引き落としを行うビリングシステム株式会社が提供する収納方法)を利用した県税の収納事務	〃	〃
(11) 東京都品川区西品川一丁目1番1号 L I N E P a y株式会社	L I N E P a y請求書支払い(L I N E P a y株式会社が提供するスマートフォン等のカメラ機能を使用して納付書のバーコードを読み込み、事前にチャージしたL I N E P a y残高を利用した決済方法)を利用した県税の収納事務	〃	〃
(12) 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	委託による県税の収納事務のとりまとめ	〃	〃

滋賀県告示第56号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年2月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第57号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第58号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第59号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
有限会社草津介護センター	草津市西渋川一丁目15番10号	有限会社草津介護センター 代表取締役 村田欣司	草津市西渋川一丁目15番10号	訪問介護	2570600045	令和2.1.31

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和2年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 草津商業開発ビル 草津市渋川一丁目1番50号
- 2 意見の概要 草津市からの意見
 - (1) 新規テナントの入店等に伴い、周辺道路の利用者が増加することで、交通渋滞が発生することが予想される。については、駐車対策や誘導方法等について十分に計画をしていただき、スムーズな交通流動を確保し、混乱が生じないよう努められたい。
 - (2) 小売業者の新規入店に伴い、新たに屋外広告物を設置あるいは既存の屋外広告物を変更する場合は、草津市屋外広告物条例(平成24年草津市条例第16号)に基づく手続を行うこと。
 - (3) 工事期間中に発生する廃棄物は、適正に処理されたい。
 - (4) 事業所から排出される廃棄物については、減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図られたい。
 - (5) 事業所から排出される事業系一般廃棄物については、自己処理するか、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則(平成8年草津市規則第27号)第4条に定める「受入基準」に従って、草津市立クリーンセンターへ自己搬入し、または市許可業者に委託し処理されたい。
 - (6) 事業所から排出される廃棄物の保管場所および処理施設については、廃棄物が飛散し、流出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な処置を講じ、排出量、処理日数ならびに保管および処理方法に合った十分な面積および施設を確保されたい。
 - (7) 事業所から排出される廃棄物について、一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を行えるスペースを設けられたい。
 - (8) 事業所から産業廃棄物が排出される場合には、必要に応じて滋賀県へ指示を仰ぎ適正に処理されたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 令和2年2月18日から令和2年3月18日まで

環境事務所告示

滋賀県南部環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和2年2月18日

滋賀県南部環境事務所長 卯田 隆

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
野洲市上屋字大別当173番
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

滋賀県湖東環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和2年2月18日

滋賀県湖東環境事務所長 内藤 幹 滋

- 1 指定する区域の所在地 彦根市古沢町字沢町278番50、278番52および278番53の各一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 砒素およびその化合物
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖東環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

教育委員会規則

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月18日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

滋賀県教育委員会規則第1号

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則(平成14年滋賀県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずる。

別記様式第1号中

「4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。」を

「4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。

- 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずる に改める。
こととすることについて、異議はありません。」

別記様式第2号中

「4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。」を

「4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。

- 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力 に改め
を生ずることとすることについて、異議はありません。」

る。

別記様式第6号中

「3 連帯保証人は奨学資金の貸与を受けた者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。」
を

「3 連帯保証人は奨学資金の貸与を受けた者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。

- 4 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ず
ることとすることについて、異議はありません。」

に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第4条の規定により貸与の決定を受けた奨学資金に係る保証契約について適用する。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月18日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

滋賀県教育委員会規則第2号

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和50年滋賀県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、修学奨励金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずる。

別記様式第1号中

「4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた修学奨励金の返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。」を

- 「4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた修学奨励金の返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。
- 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、修学奨励金の貸与を受けた者に対しても、^{に改める。}
その効力を生ずることとすることについて、異議はありません。」

別記様式第6号中

- 「3 連帯保証人は、貸与を受けた者が貸与を受けた修学奨励金の返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。」

を

- 「3 連帯保証人は、貸与を受けた者が貸与を受けた修学奨励金の返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。
- 4 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、修学奨励金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすることについて、異議はありません。」

に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第6条の規定により貸与の決定を受けた修学奨励金に係る保証契約について適用する。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。